

四街道市歴史広場の設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、四街道市歴史広場（以下「歴史広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、貴重な歴史遺産である史跡を開放するとともに、郷土の歴史及び文化に対する市民の理解と関心を深めるため、歴史広場を設置する。

（名称及び位置）

第3条 歴史広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
堀込城跡広場	四街道市美しが丘1丁目21番地
物井古墳広場	四街道市もねの里2丁目29番2
古屋城跡広場	四街道市もねの里4丁目23番6

（利用の許可等）

第4条 歴史広場において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ四街道市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- (1) 募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (2) 露店、行商その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 展示会、集会その他これらに類する催しのため、歴史広場の全部又は一部を独占して使用すること。

2 教育委員会は、歴史広場の保全上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項に規定する許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、歴史広場の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 歴史広場を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 歴史広場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（許可の取消し等）

第5条 教育委員会は、前条第1項に規定する許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消し、又は許可に係る利用を中止させることができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請、その他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

2 前項の規定による許可の取消し又は許可に係る利用の中止により、利用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は賠償の責めを負わない。

(行為の禁止)

第6条 歴史広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 歴史広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 歴史広場をその用途外に使用すること。
- (8) その他歴史広場の保全及び管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 教育委員会は、歴史広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は歴史広場内に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、歴史広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、歴史広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償の義務)

第8条 故意又は過失により歴史広場の施設等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。